

《取引条件書（手配旅行・旅行相談）》

（旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面）

この書面は、旅行契約（含む旅行相談）が成立した場合契約書面の一部となります。

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部・旅行相談契約の部）によります。

1. 申込金と契約の成立

1. (1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の 20%相当額の申込金を申し受けます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。

旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込下さい。

2. (2)お申込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭（お電話）によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。

3. (3)『通信契約』を希望されるお客様からの申込と契約の成立

当社提携のクレジットカード会社のカード会員（以下会員）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下通信契約）を条件に申込を受けた場合、上記(1)(2)とは以下の点で異なります。

1. ①契約成立は、電話の場合は当社が承諾をした時、電子承諾通知による場合は当社が承諾する通知を発した時とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
2. ②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日（解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申出翌日から 7 日間以内をカード利用日として払い戻します）」となります。
3. ③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. お申し込み条件

1. (1)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
2. (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券（お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること）などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

区分		料金
〔1〕取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき540円、運送機関等1件1手配につき540円、観光券等1件1手配につき540円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,080円の合算額を下限とします。
	イ. 宿泊機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限540円）
	ウ. 運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,080円） ※費用が5,400円未満の場合は、取扱料金1,080円申し受けます。
	エ. 観光券等を単一手配する場合	観光券等を単一手配する場合観光券等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,080円） ※費用が5,400円未満の場合は、取扱料金1,080円申し受けます。
	オ. 航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内（下限1,080円）、航空運賃が5,400円未満の場合は、取扱料金は1,080円を申し受けます。
〔2〕変更手数料	－	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等1件1手配につき540円以上、運送機関等1件1手配につき540円、観光券等1件1手配につき540円、航空券1人1区画につき540円の合算額を下限とします。
〔3〕取消手数料	－	
〔4〕相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分：2,160円 (以降30分毎に2,160円)
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき2,160円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,160円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,080円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの5,400円増し
〔5〕空港等でのあつ旋サービス料金	－	あつ旋員1名につき10,800円
〔6〕添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員1名1日につき32,400円
〔7〕通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき540円

〔注〕：

1. 上記の各料金には消費税が含まれています。
2. 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
3. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

4. 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。
5. 上記〔1〕：旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
6. 上記〔1〕：「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
7. 上記〔1〕：同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
8. 上記〔1〕：「運送機関等を手配する」とは、JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
9. 上記〔1〕：同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
10. 上記〔1〕：「観光券等を手配する」とはTDR、USJ、JTBエンタメチケットを除く入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配として扱います。
11. 上記〔2〕〔3〕：手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。
12. 上記〔2〕〔3〕：上記〔1〕取扱料金は、別途収受いたします。
13. 上記〔2〕〔3〕：宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。
14. 上記〔5〕：夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,400円増しになります。
15. 上記〔5〕：交通実費は別途申し受けます。
16. 上記〔6〕：添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
17. 上記〔7〕：電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

4.ご旅行代金

1. (1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
2. (2)当社は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5.旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときには、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

1. ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みません。）
2. ②当社所定の変更手数料

6.旅行契約の解除

1. (1)お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 1. ①「別表」に掲げる旅行業務取扱料金
 2. ②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 3. ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 4. ④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手数料
2. (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、6(1)に規定されている料金を申し受けます。

7.当社の責任と損害賠償・免責事項

[手配旅行]

1. (1)当社の責任と損害賠償
 1. 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。
2. (2)当社の責任と損害賠償
 1. 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
 1. ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
 2. イ.食中毒
 3. ウ.お客様ご自身の故意または過失による損害
 4. エ.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
3. (3)お客様の責任
 1. お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

[旅行相談]

2. (1)当社の責任及び免責
 - 契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限りです。
 - 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

8.個人情報の取扱いについて

1. (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
2. (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、(1)当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
3. (3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

4. (4)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社にて利用させていただきます。お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
5. (5)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

別表

運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

1. 1.JR

きっぷの種類	払いもどしの条件	手数料
乗車券 回数券 急行券 自由席特急券 特定特急券 自由席グリーン券	使用開始前で有効期間内 (前売りの乗車券類については有効期間の開始日前を含みます)	220 円
立席特急券	出発時刻まで	220 円
指定席特急券	列車出発の 2 日前まで	330 円
指定席グリーン券 寝台券 指定席券	出発日の前日から出発時刻まで	30% (最低 330 円)
バス乗車券	使用開始前で有効期間内	100 円

2. (注)

1. 割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。
 2. 乗車券は、未使用の営業キロが 100 キロを超える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば、払いもどすことができます (ただし条件があります。) その他、詳しくは係員にお尋ねください。
3. 2.航空 (払戻しは航空券と引換えに有効期間および有効期間満了日の翌日から起算して 10 日以内に限り行います。)
- 航空券を払戻す場合、1 枚につき 432 円 (消費税込) の払戻手数料を申し受けます。
 - 座席予約済の航空券を払戻す場合、取消時刻により払戻手数料に加え、各航空会社の定めた約款、規定による取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ね下さい。

(注) 取消は、お申込店の営業時間内にお申し出ください。一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

4. JR・航空以外の運送機関 (私鉄・バス・フェリー等)

- 取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています。)
- 払戻しは、発行日または利用日により 1 ヶ月以内に限りお取扱いします。
- 原則本券を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に指示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

5. 4. 宿泊

1. (1)お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻いたします。
2. (2)払戻しは、発行日またはご利用日により1ヶ月以内に限り、宿泊確認証等発行支店にてお取扱いします。
3. (3)取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。

1. (1)宿泊確認証等の金額欄に（税・サービス料等含）とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄に明示されています。その他の税（例：入湯税・東京都の宿泊税）がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。
2. (2)宿泊確認証等の金額欄に（諸税別・サービス料等含）とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税（消費税・入湯税等）は、現地宿泊施設にてお支払いください。

愛知県知事登録 3-752 号 全旅保証社員

シンエイトラベル株式会社

〒440-0871 愛知県豊橋市新吉町 24 番地

TEL 0532-52-4166 FAX0532-52-4120